

伊賀市庁舎整備事業の事業認定についての第3回三重県事業認定審議会の議事要旨

- ・ 第2回に引き続き土地収用法第20条各号の適合性を検討し、答申の内容について、「事業の認定をするとの三重県知事の判断を相当と認める」旨の方向で審議が終了しました。
- ・ 答申には、起業者(伊賀市)に附帯意見を付することで意見がまとまりました。
- ・ 7月4日に会長が答申することを決定しました。